

別表 リスクの負担区分

リスクの種類	内 容	負担区分	
		発注者	受注者
法令の変更	受注者が行う広告事業及び維持管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	物価変動		○
金利	金利変動		○
不可抗力 ※1	広告事業の変更、中止、延期	協議事項	
本事業の中止・延期	発注者の責任による遅延・中止 ※2	○	
	第三者の原因による遅延・中止		○
	受注者の責任による遅延・中止		○
	受注者の事業放棄・破綻		○
申請費用	各種申請費用の負担		○
需要変動※3	当初の需要見込みと異なる状況		○
維持管理費の膨張	広告枠の維持管理経費の膨張		○
地下道施設の損傷 ※4	広告の掲載及び撤去並びに維持管理上の瑕疵によるもの		○
債務不履行	発注者の責任による契約内容の不履行	○	
	受注者の責任による契約内容の不履行		○
損害賠償	広告の掲載及び維持管理並びに撤去の際の事故により発注者又は第三者に損害を与えた場合		○
地下道の閉鎖又は通行止め ※5	発注者の責任による連続する7日間以上の場合	○	
	発注者の責任による連続する7日間未満の場合		○
	道路管理上の作業のための通行止め		○
	地下道及び接続施設のメンテナンス等の場合		○
	第三者の責任・原因による場合		○
広告、広告枠の損傷 ※6	地下道施設を原因とするもの（ただし、漏水を原因とするものを除く。 ※7）	○	
	不慮の事故によるもの（人為的要素を含む。）		○
その他	これらに該当しない事象が発生した場合		○

- ※1 不可抗力とは、自然災害（地震・台風等）、感染症等の拡大その他自然的又は人為的な事象であって、外部から生じた原因でありかつ広告事業者及び本市がその防止のために相当の注意をしても防止できないものをいう。
- ※2 発注者の責任により、広告枠の一部が使用できなくなった場合、別紙「広告枠一覧表」に記載している面積に基づいた広告面の総合計面積をもとに、広告面面積割及び日割で使用料を算出し、既に使用料を納付している場合は、差額を返還し、納付前の場合は、減額して請求する。
なお、発注者は、受注者に対し、使用料の返還又は減額以外、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
- ※3 本市の施策で、新たに案内サイン、掲示板、広告枠等を設置し、別途広告事業者を募集する場合があります。この場合、契約金額の変更、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を一切行いません。
- ※4 広告事業実施に伴う地下道施設及び地下道関連機器の損傷リスクの対応
広告の掲載及び撤去作業並びに広告枠の維持管理上の瑕疵により、地下道施設及び地下道関連機器が損傷した場合は、受注者の負担とする。
「地下道施設」とは、地下道本体（壁、柱、床、天井その他構造上重要な構造物でその内装を含む。）をいう。
「地下道関連機器」とは、地下道の照明機器、空調機器、消防設備等の設備機器をいう。
- ※5 地下道の閉鎖又は通行止めの場合のリスク対応
- i 発注者の責任による連続する7日間以上の閉鎖又は通行止めを行う場合、納付した使用料を、「※2」に記載同様に取り扱う。日割計算は7日目を起算日とする。
なお、発注者は、受注者に対し、使用料の返還又は減額以外、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
 - ii 発注者の責任による連続する7日間未満の閉鎖又は通行止めを行う場合、使用料を返還し、又は減額しない。
また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
 - iii 道路管理者が、緊急的な対応、作業等を行う場合、受注者は、道路管理者に協力しなければならない。
なお、この場合、使用料を返還し、又は減額しない。また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
 - iv 地下道の接続施設の休業並びに当該施設又は関連施設のメンテナンス等の事情により、接続施設又は地下道が閉鎖する場合、使用料を返還し、又は減額しない。
また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。
 - v 第三者が原因として起こった事故、事件等により、地下道が閉鎖又は通行止めにな

った場合、使用料を返還し、又は減額しない。また、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。

※6 広告及び広告枠（電照広告枠関連機器を含む。以下同じ。）の損傷リスク

i 地下道の構造、内装等を原因として、広告及び広告枠が損傷した場合は、発注者の負担とする。ただし「※7」にかかるものを除く。この場合に発注者が負担する費用は、修繕にかかる費用のみとし、受注者は、事前に発注者に修繕内容及び見積書を提示し、発注者の同意を得たうえで修繕を行うものとする。

なお、発注者の同意なしに修繕を行った場合、発注者は、その修繕費用を負担しない。

ii 不慮の事故（人為的要素を含む。）により、広告及び広告枠が損傷した場合は、事前に発注者の同意を得たうえで、受注者の負担により、受注者がその修繕を行うものとする。

※7 地下道施設からの漏水を原因とする場合

地下道施設からの漏水を原因とする広告及び広告枠の損傷については、発注者は、その修繕費用を負担しない。

受注者は、事前に発注者の同意を得たうえで、受注者の負担により、受注者がその修繕を行うものとする。